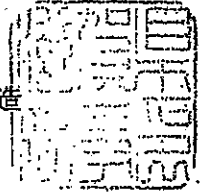


琵琶湖再生第232号
令和2年(2020年)6月1日

滋賀県環境審議会 会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖保全再生施策に関する計画の改定について (諮問)

琵琶湖の保全及び再生に関する法律(平成27年法律第75号)第3条第1項の規定に基づき、平成29年3月に琵琶湖保全再生施策に関する計画(以下「計画」という。)を策定し、琵琶湖の保全及び再生に向けて施策を推進してきたところですが、令和2年度末をもって計画期間が満了します。これに伴い、今年度に現行計画の評価を踏まえ、計画の改定を行うこととしています。

つきましては、計画の改定に当たり、貴審議会の意見を伺います。